建 築 工 事 特 記 仕 様 書

工 事 概 要

工 事 名 工事場所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所情報センター棟屋上手すり改修工事 神奈川県横須賀市野比5-1-1(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所構内)
完成期限	令和７年〇〇月〇〇日（〇曜日）
工事の種類 ・規模等	屋上手すりの撤去・新設

一 般 特 記 事 項

総 則

１．この工事の受注者は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則（平成13年制定）第29条において準用する文部科学省発注工事請負等契約規則(文部科学省訓令第22号)の別記第１号の工事請負契約基準、現場説明書、特記仕様書及び図面１枚、図面１枚、公共建築工事標準仕様書（令和７年版）、公共建築改修工事標準仕様書（令和７年版)及び工事写真撮影要領に基づき工事を施工する。

２．特記仕様書の適用方法
（１）・印で始まる事項及び表中の・印の事項は、〇印の付した事項のみ適用する。
（２）═══で抹消した章及び項目の当該特記事項は，すべて適用しない。
（３）表中の数字文字又は記号を記入する事項は記入してある事項のみ適用する。
（４）特記された材料、製造所、製品名、施工業者等の取扱いは、特記されたもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
（５）左欄の〈 〉、（ ） 内の数値は、下記の各該当番号を示す。
〈 〉―公共建築改修工事標準仕様書(統一基準)(建築工事編)(令和７年版)
（ ）―公共建築工事標準仕様書(統一基準)（建築工事編）(令和７年版)

建築基準法に基づき定められた区分等

建築基準法に基づき定められた区分等

風速	Ｖ０＝ ３６m／ｓ
地表面粗度区分	・ Ⅰ ・ Ⅱ ⊙ Ⅲ ・ Ⅳ
積雪区分	建告示第１４５５号 別表 （２４）区域

〈1.1.3〉官公署その他への届出手続等

工事の施工上必要な官公署への届出手続等を速やかに行うこと。
なお、これに要する費用は請負者の負担とする。

１章 一 般 共 通 事 項

〈1.3.5〉施 工 条 件

この工事現場では、次の施工条件による。
建設機械の使用は、授業及び周辺施設の利用者等への影響が最小限となるよう、監督職員と打ち合わせの上設定する。

〈1.3.7〉施 工 中 の 安 全 確 保

カッター入れに用いるエンジンカッターは集塵機能付きのものとする。

〈1.3.12〉発生材の処理等

発生材の処理は、下記による。

1.再資源化を図るもの
1)品名（コンクリート塊、撤去工事により発生した金属類）

2.関係法令に従い適切に処理するもの
1）品名

搬出に先立ち搬出計画書を作成し、監督職員に提出する。
日々の搬出量等をとりまとめた搬出調書を作成し、監督職員に提出する。
工事発注後に明らかになった事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議する。

低騒音型・低振動型建設機械の使用

本工事においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程」(平成 9年7月31日建設省告告示第1536号)に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型低振動型建設機械を使用するものとする。ただし，これにより難い場合は，監督職員と協議の上，必要書類を提出するものとする。
低騒音型建設機械を使用する場合，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は，「特定特殊自動車排出ガスの建設機械規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)に基づく技術基準に適合する機械，または，「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号），「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで，排出ガス対策型機械と同等と見なす。ただし，これにより難い場合は，監督職員と協議するものとする。
排出ガス対策型建設機械，又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は，施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い，監督職員に提出するものとする。

種 類	摘 要
ブルドーザ	ディーゼルエンジン(エンジン出力8kW以上，560kW以下)を搭載したものに限る。
バックホウ	
ホイールローダ	
ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上，260kW以下)を搭載したものに限る。
ローラ類(ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ)	
油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）	
空気圧縮機（可搬式）	
発動発電機（可搬式，溶接兼用機を含む）	

ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両

① 受注者は本工事現場で使用し，又は使用される関係車両以下本工事関係車両という）が，当該工事場 所のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は， これに適合した車両を使用しなければならない。
② 受注者は，本工事の施工に先立ち，本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について，排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
③ 受注者は，本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には，車検証のコピーを保管し，本工事関係車両を把握しなければならない。
④ 受注者は，取締まりにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には，直ちに監督職員に報告しなければならない。
⑤ 受注者は，資機材の搬出入等において，資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。

〈1.6.4〉ー工程の施工の確認及び報告

施工の確認及び報告を行う工程	備 考
既存手すりの撤去	手すりの撤去が完了した段階

〈1.8.2〉完 成 図 等

完成図の種類及び記入内容は次による。

種 類	記 入 内 容
完成図	仮製本（Ａ１版） １部
朱書訂正図	仮製本（Ａ１版） １部

設計図書等一式をA3版に縮小し、原図1部及び、製本3部を提出すること。
また、A1版製本2部を提出すること。

工事写真帳は（ ⊙ 紙媒体 ⊙ 電子媒体）で１部提出する。
完成写真はキャビネ版とし黒表紙とし、工事名称等は金文字入りとする。
なお、完成写真には撮影方向を明示した配置図、平面図を添付する。

本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。
完成写真、完成図、~~地盤図~~ 工事写真
提出方法： 提出媒体 ＣＤ－Ｒ
ラベルには工事名、収納データ名、工期、施工者名を表示すること。
ファイル形式
図面ファイル：ＪＷＷ 及び ＰＤＦ
工事写真及び完成写真：ＪＰＧ
貸与するＣＡＤデータを本工事における~~地盤図面以外~~完成図の作成のため以外に使用しないこと。

３章 防水改修工事

〈3.6.2〉塗膜防水

工法 ・ POX ⊙ L4X
種別 ・ X-1 ⊙ X-2
仕上塗料 〇製造所の仕様による

２０章 ユニット及びその他工事

(20.2.6)手すり

参考メーカー：三協アルミ 日本下水道事業団仕様アルミ手すり

案内図

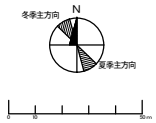

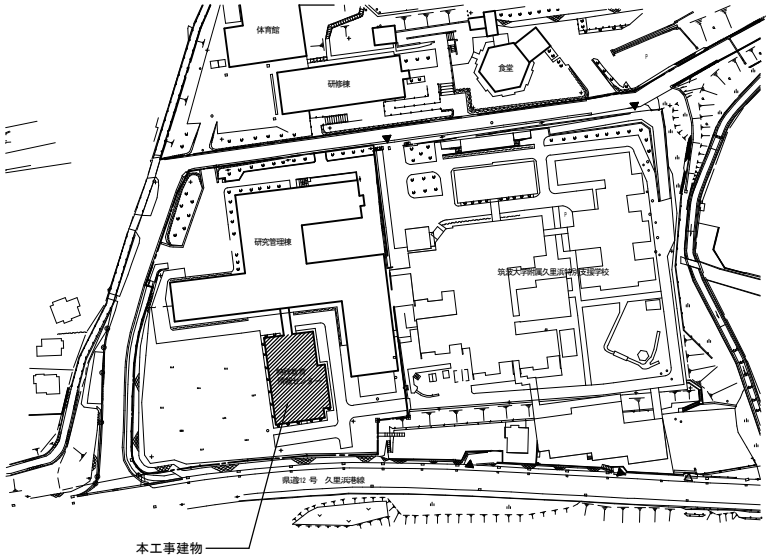

配置図 A1:S=1/1,000 A3:1/2,000

凡例

工 事 名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所情報センター棟屋上手すり改修工事										
財務課長		専門職員			担当						
図面名称	特記仕様書・配置図	縮 尺	A1:1/1,000 1/300 A3:1/2,000 1/600	作成年度	令和７年度	図 番	０１				